

## 地域創生総合支援事業（サポート事業） 「地域創生・市町村枠」について

### 1 事業内容について

- 1 実施主体  
市町村及び複数市町村の連携体（複数市町村で構成する協議会、広域行政事務組合及び一部事務組合）
- 2 対象区域  
全ての市町村の区域
- 3 対象事業

対象分野	想定する事業
産業振興	・ デジタル技術の活用拡大 ・ 創業支援（セミナー、相談会等） ・ 地場製品の販路開拓 ・ 地場産業の担い手確保（企業情報の発信等） ・ 地域資源を活用した仕事づくり 等
観光振興	・ 広域観光の推進 ・ 教育旅行の受入促進 ・ 廃校・空き家を活用した観光施設整備 ・ 地域資源を活用した誘客イベント 等
人材育成	・ 復興を支える専門人材の育成 ・ 外部人材を活用した地域住民の意識啓発 ・ 農林水産業を支える担い手の育成・確保 ・ 若い世代の郷土愛の醸成 等

- ※1 一過性のものでなく、継続的に取り組み、東日本大震災や原子力災害からの復興及び地域創生の推進に資する事業で、かつ具体的な効果が見込める事業を対象とします。
- ※2 原則として、市町村の総合戦略等に位置付けられた事業を対象とします。
- ※3 廃校又は空き家等を活用した事業に限り、施設等の整備・改修を補助の対象とします。
- ※4 保健・福祉分野の事業については、「健康枠」で申請してください。

- 4 補助率  
市町村 : 3/4以内（特定過疎地域は4/5以内）  
複数市町村の連携体 : 4/5以内

- 5 補助限度額  
1,000万円

- 6 事業実施期間  
原則1年  
※明確な事業計画のある発展的な事業等については3か年を限度に継続を認める。

## 2 その他

- 申請状況によっては、予算の範囲内において補助額を減額する場合があります。
- 事業の決定（採択）状況に応じて、予算の範囲内において再募集をする場合があります。
- 令和3年度事業は、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに決定するものです。

## 3 Q&A

Q1 複数事業の申請は可能か。

A1 1市町村当たり1事業とは限らないが、2事業目の採択の優先順位は他市町村1事業目より下位となり、3事業以上の申請は不可とする。（市町村間の均衡を図るため。）  
なお、市町村としての上限は補助限度額とする。

Q2 地域創生・市町村枠、健康枠の両枠に申請することは可能か。また、その際の補助限度額はどうか。

A2 両枠への申請は可能。補助限度額については、地域創生・市町村枠 10,000 千円、健康枠 5,000 千円の合計最大 15,000 千円。（申請状況によっては、予算の範囲内において、補助額を減額する場合がある。）  
なお、令和3年度から両枠を統合する予定であるが、募集は従来どおりに行う。

Q3 対象事業から「一過性のもの」は除くとあるが、たとえばイベントのようなものは補助対象とならないのか。

A3 継続性の認められるイベント等は補助対象とする。ただし、イベント等の必要性や、その効果（KPI等）、効果の発展性を明確にすること。

Q4 令和2年度事業からの変更点は。

A4 以下の2点について、見直しを行う予定。

- ① 広域的な取組への支援を強化する目的で、複数市町村の連携体が実施する事業については、補助率を4/5以内へ引き上げる。
- ② 地域創生・市町村枠と健康枠を統合し、名称を市町村枠とする。なお、A2のとおり、募集は従来どおりに行う。